

お知らせ

起業者青森県が皆さまの御協力により進めておりますむつ都市計画道路事業一・五・一号むつ横浜線（横浜北バイパス工区）については、都市計画法第70条の規定により、令和三年三月二十九日になされました都市計画事業の認可の告示をもって、土地収用法第26条第1項の規定による事業の認定の告示があったものとみなされますので、土地所有者及び関係人の皆様に、土地収用法第28条の2の規定により、次の事柄についてお知らせします。

記

- 一 事業の認定の告示があったものとみなされる土地
収用の部分 青森県むつ市大字中野沢字畑沢野、上北郡横浜町字林尻、字川太郎川目、字下苗代川目、字夷ヶ沢平、字大豆田、字家ノ前川目、字鶏ヶ唄、字上田ノ沢、字中田ノ沢、字中椈名木、字林ノ脇及び字太郎須田地内
使用の部分 青森県むつ市大字中野沢字畑沢野、上北郡横浜町字林尻、字川太郎川目、字下苗代川目、字夷ヶ沢平、字大豆田、字家ノ前川目、字鶏ヶ唄、字上田ノ沢、字中田ノ沢、字中椈名木及び字林ノ後地内

（注）この土地を表示する図面は、横浜町建設水道課でご覧ください。

- 二 土地価格の固定について
前記一の土地については、事業の認定の告示があったものとみなされる日をもって土地価格が固定されることとなります。（ただし、この日から、一年以内に収用又は使用の裁決の申請がなされなかったときは、一年を経過した時点で新たに事業の認定の告示があったものとみなされます。）

- 三 関係人の制限について
事業の認定の告示があったものとみなされる日以後に新たな権利を取得した方は、既存の権利を承継した方を除き関係人に含まれないこととなります。

- 四 損失補償の制限について
事業の認定の告示があったものとみなされる日以後に、土地の形質を変更し、工作物を新築または増改築等するときは、あらかじめ青森県知事の承認を得なければ、これに関する損失の補償は受けられません。

- 五 裁決申請の請求について
裁決申請は、起業者が行いますが、土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利を持っている関係人は、自分が権利を持っている土地について裁決の申請を早く行うよう起業者に対し請求することができます。

- 六 補償金の支払い請求について
土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利を持っている関係人は、土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の支払いを起業者に対して請求することができます。この補償金の支払い請求は、裁決申請の請求とあわせてしなければなりません。

- 七 明渡し裁決の申立てについて
明渡し裁決の申立ては、土地所有者及び関係人が早期に移転を希望されるときなどは、直接青森県収用委員会あてにすることができます。

- 八 パンフレットの配布について
補償等に関する詳しい内容については、パンフレット「土地収用法が適用されるとき補償等についてのお知らせ」に記載されていますので、必要な方は上北地域県民局地域整備部用地課又は横浜町建設水道課においでくだされば配布いたします。

- 九 その他
その他不明な点については、下記連絡先に御照会ください。

起業者の名称 青森県
連絡先 青森県 上北地域県民局地域整備部用地課
住所 〒〇三四一〇〇九三 和田市西十二番町二〇番一二号
電話 〇一七六一二三一四三二三（直通）
FAX 〇一七六一二三一四三九一